

京都市告示第 4 1 5 号

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消しましたので告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 2 月 22 日

京都市長 門 川 大 作

1 取消事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の名称	道路の位置
第 404 号	平成 24. 2. 8	メートル 11. 0	メートル 86. 0	Ⅱ・Ⅲ・10 鹿ヶ谷通	左京区永観堂 町，左京区永観 堂西町

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）